

平成19年度第3回環境影響評価制度検討部会議事概要

- 1 日 時 平成19年12月21日(金)午後2時~
 - 2 会 場 白山浦庁舎5号棟401会議室
 - 3 出席者 及川委員(部会長), 田口委員, 千葉委員, 南委員, 野中委員, 藤堂委員
(全員出席)
 - 4 事務局 池田環境対策課長, 関根環境対策課長補佐, 松田環境対策課企画係長ほか
-

<開会> 委員の出席状況, 資料等確認

<議事>

<第2回部会からの検討課題について>

松田係長 (補足資料1及び2に基づき説明)

及川部会長 風力発電と対象事業の規模要件について説明があったが, これについて質問はないか。

南委員 確認だが, 補足資料1で, 新潟県環境影響評価条例の規模要件の75%は, 第一種事業の75%ということで, 特別配慮地域は一般地域の2/3ということで50%である。新潟市の50%というのは, 第一種事業の50%ということで, 特別配慮地域の2/3というのは, 50%の2/3ということなのか。

松田係長 一般地域と特別配慮地域の比が2/3ということである。

南委員 特別配慮地域は, 第一種事業の33%ということなのか。

松田係長 そのとおりである。

藤堂委員 風力発電の要件として, 総出力1万kwが挙げられているが, 風力発電が環境に影響を与える場合, 鳥の害などは, ローターの半径が問題になって, 反対運動が起こることがある。ごく小規模の連結されたものが導入された場合も, 総出力が大きいと(アセスの)負担しなければならないのは, 理由に即さない気がする。

及川部会長 大型風力発電の場合、鳥への被害は相当量あるものなのか。

千葉委員 風力発電の大きさというよりも風力発電が、生物にとって見えにくい環境や風向きなど、どれくらいの台数をどういった地形に配置するかが問題となる。総量だけで決定するのは問題が出てくるかもしれないので、事例を研究しておく必要がある。

及川部会長 事務局で、検討しておくように。

< 検討課題4 手続きについて >

松田係長 (検討課題4 及び資料について説明)

及川部会長 戦略的環境アセスメントと事前配慮制度について説明があり、本市は事前配慮制度を取りたいということであった。これについて質問はあるか。

南委員 環境省のパンフには、政策段階・上位計画段階とあるが、これは上位計画だけではなく、個別計画も含むのか。その後の環境アセスメントでは、個別事業になっている。SEA にも個別計画も含むはず。東京都が行っている SEA も個別計画を含んでいる。道路であれば車線数・幅・長さなどで複数案を示せというもの。であるから「個別計画に比して計画熟度が低い」というような文章はおかしい。個別計画も SEA の中に含む。東京都では、計画段階での SEA としている。新潟市がこの案の中で、環境の配慮を検討する時期が、「事業の立地場所規模を決定する段階」というのは、複数案を要求しないというだけで、まさに計画段階のアセスメントである。

松田係長 東京都においては、相当事業が煮詰まった段階のものも SEA として出している。通常 SEA として出すのは、道路を作る段階で、選択幅が大きいものを SEA とするのではないかと思う。その際、複数案も作るが、大きなところは決まっていて、その中でやりくりするようなレベルになっている。

南委員 新潟市の案で、事業の立地場所や規模を検討する段階で本当にやるのか。

松田係長 基本的には、アセスをやる前に、計画を見せてもらうのがコンセプトである。計画を出してもらって、環境配慮指針の配慮がなされているか。なされていないのであれば、なされるように助言をしたいというのが事前配慮制度である。制度を作るにあたって、事前相談にするのではなく、計画書本体を作ってもらって文書化してもらう。やり取りの中で配慮内容を加味してもらう。アセスを行う少し前に出していただく。出してもらう段階は、色々あると思うが、十分相談を取れる期間を取りたいと思う。複数案や公告縦覧は行わない。これは、事業者に過剰な負荷を与えないためと考えている。

南委員 環境配慮計画書の提出時期は、方法書の提出時期ということであるが、今の説明は、条例に基づく手続きか。

松田係長 環境配慮制度として、条例の中に盛り込む。

南委員 事業の立地場所や規模決定の段階からアセスの手続きとして含めるのか。

松田係長 そのとおりである。

及川部会長 手続きに入る前に相談して、規模や方法を事前に出して、それに対して指導するという。その次にアセスに入ること。法律的な面やその他の環境配慮などからみて、ふさわしいのか検討して、方法書としてアセスの手続きに入ること、制度化の中に入れるということで、国の SEA とは異なるということによいか。

松田係長 そのとおりである。

南委員 相談でなく、届出したらどうか。手続きとしては明確化したほうがよい。方法書の前に計画書をだすのか。

池田課長 計画書に基づいて方法書に移る。方法書の前の段階で、規模や立地場所について、明確になった段階で配慮させて、その後、書面で計画書を提出させる。

南委員 そうであれば、届出のほうがよいのではないか。

松田係長 最終的に、できあがった計画書の提出時期は、方法書とほぼ同時期である。計画書は前もってでてくるが、その中でやり取りが必要である。事前配慮を盛り込ませ、入っているかどうかを確認する。ある程度の期間の中で、計画書の中身についてやり取りするということになるので、届出方式がよいのかはわからない。

及川部会長 ある意味、事前相談というところか。

藤堂委員 日本的な企業であればそれでよいが、外資系企業であると「相談」であれば相談する程度でとらえ方が違う。明確化しておく必要がある。

野中委員 環境配慮項目の中で、事前配慮指針とか環境影響評価条例に基づく配慮指針や技術指針があるが、具体的にはどのような違いがあるか。

松田係長 アセスの技術指針は、アセスを作り上げるための指針なので、専門的な所まで積み上げられている。配慮指針は、事業を行うに当たって、配慮されているかどうかのチェック項目などの方法で行う。

野中委員 技術指針は、かなり細かい項目ができていて市の指導が入るが、配慮指針においても、市に相談して指導していくのか。事業を行わせるために指導していくのとアセスメントを行うためにチェックを行うのは意味が違ってくと思う。

松田係長 アセスメントに入る前にチェックを行うのが、配慮指針である。アセスメント案件だけではなく、小さな開発事業も配慮を求めるものである。各開発事業に使えるわかりやすいものを作りたい。札幌市の配慮指針と東京都の技術指針があるが、技術指針はアセスを行うためのものである。ということで、簡単な配慮指針と専門的な技術指針の二本立てで行きたい。

野中委員 技術指針のようなものだと（一般的な）事業では作れないのか。

松田係長 アセスを行うにあたっての指針ですので、対象事業者は当然理解してやらなければいけない。配慮指針は、開発の大きさに関係なく一般化しておきたい。

及川部会長 SEA と事前配慮指針を線引きするための基準が一般的にわからないところがある。

南委員 資料4 - 7では、神戸市の状況が出ており、技術指針のほかに配慮指針もあったと思うが、これは、アセス条例に基づく指針なのか。今の話のようにアセス制度の外で一般的な話があって、さらにアセスに基づいて事業を行うのもひとつだと思う。

もう一点は、構想段階・計画段階と大雑把な言い方をしているが、神戸市の場合は、用地取得の目処がついてから事業アセスを行っている。事業アセスの前倒しである。新潟市が説明したのは、それよりも進んでいると理解してよいか。

松田係長 事業アセスの実施段階の前で、場所や規模を決める段階である。

及川部会長 今まであったものを制度として取り入れたいということであり、制度に基づいて指導したいということである。

事業者が無駄なことをしないですむという側面もある。事業者にもきちんと知らせる必要がある。アセス審査のときに項目が無いということにならずにすむ。

野中委員 イメージとしては札幌市のようになるのか。

松田係長 技術指針、配慮指針の内容については、来年度検討してもらおう。

< 検討課題5 調査及び評価方法について >

松田係長 (検討課題5 及び資料について説明)

及川部会長 評価及び調査について説明があったが、質問はあるか。

野中委員 県の答申に合わせて進めているようだが、県が答申を出したのが平成11年で、その後8年経っている。色々な状況が変わってきている。例えば、新潟市が米からバイオエタノールを作ろうとしたり、電磁波の問題で電波塔を撤去するなどを踏まえて、新しい項目を加えていくべきであって、新潟県にあわせる必要は無い。例えば、地球温暖化や電磁波のところに丸がついてもいいし、新潟市は海岸林があるわけだから、市として将来を見据えて独自の項目を、積極的に入れていったほうがよい。

及川部会長 例えば、資料5 - 5の項目で、県と全て一緒だが、その後の環境変化や温暖化の問題がでてきている。これからその詳細について詰めるだろうということであるがいかがか。

松田係長 答申の中で、(調査の)項目が例示的にでてきている。例示の中で特に入れとくべきものは、決めたほうがよい。野中委員の意見を踏まえ、検討したい。技術指針を作るにあたっては、例示の中だけでなく、その他のものについても検討しながら作っていききたい。

及川部会長 今後、新潟市が大きく変わる中で、ビル風や日照権、電波の問題など技術指針とあわせて検討するが、今回は例示として考えていけばいいのか。

千葉委員 資料5 - 5を見ると、自然環境として海・河川、陸水生物、海洋生物などが例示として挙がっているが、河川や海のような水環境が新潟市の特性だと思う。これらの項目に丸が無いということに怪訝に思われる方もあると思う。

松田係長 全て水環境の項目に含まれていると考えている。それを分けて強調するかどうか。新潟市においては大河があるが、これらの項目を打ち出したいということであれば、検討したいと思う。

及川部会長 同じ考えかたでいけば、陸水、水生、海洋生物についても重要な項目になっていくと思う。

池田課長 大雑把に水象ということかもしれないが、新潟市の特徴ということであれば、入れたほうが印象がいいかもしれない。もう少し細かく見る必要があるかもしれない。

田口委員 水象というのは具体的にどういうことか。

池田課長 水象は、水環境など水の動きなどがあたると思う。資料5 - 6をご覧ください。

及川部会長 内容については、改めて議論する場があるのか。今回はこのような考え方でいきたいということでは。

藤堂委員 公共交通の考え方が入っていない。市長が掲げた政令指定都市の課題である。

及川部会長 入っていないというよりは、深く詰めていない状況。

池田課長 地球温暖化の観点から公共交通の課題も認識している。

及川部会長 どこまで含めるかは、今後の考えの中で出てくる。国土交通省も歩道・自転車・車道などを分けた道路を作りたいと言っている。アセスに該当するかは別として、環境施策としては大きな課題である。内容については、今後検討していく。

< 検討課題6 審査のあり方について >

及川部会長 審査のあり方について、審査会・審査委員の選出などの説明があったが、これについて質問があるか。

審査会は当然設けなければいけないし、どのように審査委員を選ぶかということであるが、都市交通や文化財の専門家など、技術指針との関わりあいもある。

藤堂委員 主に学識者の審査委員が選ばれているようだが、産業育成や拠点性向上などと環境配慮の問題がぶつかる場合、学識者だけで社会的にいいものを求める場合それでいいのかわからない。利害関係者や市民との調整が水面下で行われ、審査会が形骸化して、制度全体が形骸化してしまうかもしれない。

及川部会長 環境審議会は、市民や業界関係者が入った審議会になっている。新潟県の場合どうなっているのか。

千葉委員 公開性や市民の関与というようなプロセスは必要であるし、それについては第4回目の部会で検討すると理解していた。

池田課長 市民意見は公聴会の中で求められるが、審議会の中で市民を入れてさらに論議するというのは質が違う。

及川部会長 本日は、システム上このような審査会を設けるといふもの。内容については、今後になる。

- 池田課長 市民参加の項目の中で、検討課題としてあるので、市民参加を公聴会の中で行うのか、審査会に含め一堂に会して行うか検討いただきたい。
- 行政内部は、環境保全連絡調整会議があるので検討する機関はある。そこで出てきた意見は、審査会にあげる。市民意見、行政意見は別のところで求める機会はあるということ。
- 及川部会長 審査委員は、一般的に中立者という形で選ばれているかと思う。
- 松田係長 他都市でも公募委員の例はあるが、ほとんどは学識者である。
- 及川部会長 一般市民レベルの視点も必要かもしれない。公聴会はその場で意見を伺うというものになる。
- 野中委員 藤堂委員は、学識者のような環境保護の立場の人だけではなく、開発に関わる側も入れたほうが良いという意見なのか。
- 藤堂委員 環境基準や排出基準を守っていればよいというだけなら、学識者だけでよいが、街づくりや都市全体の運営などの議論のときに専門家が基準をクリアしているからよいというだけではコンセンサスが得られない。
- 松田委員 全政令市の審議会のメンバーを見て検討したい。
- 藤堂委員 表面上は、事業者と行政は意見を言わないが、目に見えない力関係のもとに水面下で動かれると、制度をオープンにしても意味が無い。
- 利害関係者も表に出て意見を言ったほうが良いのではないかと。
- 及川委員 そのほうが良いケースは多いかもしれない。今までは規制する立場で、ものを考えていたが、これからは地域活性化の面も含まなければならない。制度があることによっていい環境にならなくてはならない。
- 審査会を設けることは必要であるとして、検討課題6は終了する。

< 次回の進め方について >

- 松田係長 条例が制定されると、審査会が立ち上がる。施術指針・配慮指針・規則は、部会ではなく審査会の中で検討していただくことになる。

及川部会長 本日，基本的なところの合意形成はできた。今後，審査会を立ち上げる。その中で技術指針などの制度を定めるということ。
スケジュールを確認したい。

松田係長 今月12月は，第3回の部会として「手続き」「評価」「審査」を検討いただいた。次回，第4回は来年2月ごろ「住民関与及び情報公開」「事後措置」「その他」を検討いただくことになる。間に合えば，「環境影響評価制度のあり方について」の素案を出せるように進めたい。制度のあり方は20年5月に第2回審議会を行い，中間報告として提示する。7月には，パブリックコメントを4週間行い，出てきた意見を8月の第5回部会で答申案を検討していただく。9月に第3回審議会で答申をいただくという流れになる。11月に第4回審議会を行い，条例案について検討をいただく。最終的には2月の議会に条例案を提出し，条例制定の予定である。21年4月に条例が公布されると審査会が位置づけられるので，審査会を立ち上げ，配慮指針や技術指針の検討を始める。9月にパブリックコメントを行って，12月に施行規則の公布，アセス制度の周知を行って，22年4月にアセス条例の全面施行となる。

千葉委員 今までやってきた検討会を踏まえて，審議会で意見をいただくことになるが，SEAと事前配慮制度についての違いをわかりやすく説明する必要がある。

及川部会長 部会は今後も続くが，次回で検討内容が一応の区切りということになる。

<閉会>